

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6153120号
(P6153120)

(45) 発行日 平成29年6月28日(2017.6.28)

(24) 登録日 平成29年6月9日(2017.6.9)

(51) Int. Cl. F 1
B 6 5 D 25/28 (2006.01) B 6 5 D 25/28 1 0 6 B

請求項の数 3 (全 7 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2017-18273 (P2017-18273) (22) 出願日 平成29年2月3日(2017.2.3) 審査請求日 平成29年2月3日(2017.2.3) 早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 517037113 杉本 茂一郎 滋賀県長浜市酢4 6 番地 3 (74) 代理人 110001793 特許業務法人パテントボックス (74) 代理人 100153246 弁理士 伊吹 欽也 (74) 代理人 100166349 弁理士 帯包 浩司 (72) 発明者 杉本 茂一郎 滋賀県長浜市酢4 6 番地 3 審査官 新田 亮二</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 缶容器グリップ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

缶容器に装着される缶容器グリップであって、
 前記缶容器の高さ方向に延び、且つ前記缶容器の高さ方向に伸縮可能に構成されるグリップ部と、
 前記グリップ部の上端とヒンジを介して連結され、前記缶容器の上面淵を支持する第 1 のステータと、
 前記グリップ部の下端とヒンジを介して連結され、前記缶容器の底面淵を支持する第 2 のステータとを備え、
 前記缶容器から取り外した状態において、前記グリップ部は、ヒンジを介して二つ折りに屈折し、前記第 1 のステータ及び前記第 2 のステータはヒンジを介して前記グリップ部と略並行となるまで屈折すること、
 を特徴とする折り畳み可能な缶容器グリップ。

10

【請求項 2】

前記缶容器の上面淵及び底面淵は、凸形状となっており、
 前記第 1 のステータ及び前記第 2 のステータの先端は、凹形状により構成されること、
 を特徴とする請求項 1 記載の折り畳み可能な缶容器グリップ。

【請求項 3】

第 1 の前記缶容器の上面淵及び底面淵は、第 1 の凸形状となっており、
第 2 の前記缶容器の上面淵及び底面淵は、第 2 の凸形状となっており、

20

前記第 1 のステータ部及び前記第 2 のステータ部の先端は、前記第 1 の凸形状と噛み合う第 1 の凹形状と、前記第 2 の凸形状と噛み合う第 2 の凹形状とにより構成されること、
を特徴とする請求項 2 記載の折り畳み可能な缶容器グリップ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、飲料缶及び食品缶詰等の缶容器を保持するグリップに関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、ビールや清涼飲料などの飲料缶容器を保持するためのグリップやホルダー知られている（例えば、特許文献 1 - 3 参照）。缶に簡易な取っ手を取り付けて、手すべりによる缶落下防止、転倒防止、結露による手濡れ防止等の他、ジョッキ風の雰囲気を楽しむことができる。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開平 9 - 2 1 6 6 3 4 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 1 2 - 9 1 8 5 6 号公報

【特許文献 3】特開 2 0 1 3 - 3 9 9 7 1 号公報

【発明の概要】

20

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、例えば特許文献 1 - 3 に記載される発明は、携帯性や収納性の面で課題がある。即ち、宴会先やバーベキュー場などの外出先にバッグや袋等に収納して持参する場合、一定のスペースが必要となる。また、人数分を持参しなくてはならない場合など特にその負担は大きい。

【0005】

本発明は、上記の点に鑑み提案されたものであり、一つの側面では、不使用時の携帯性に優れた缶容器グリップを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

30

【0006】

上記の課題を解決するため、本発明に係る缶容器グリップは、缶容器に装着される缶容器グリップであって、前記缶容器の高さ方向に延び、且つ前記缶容器の高さ方向に伸縮可能に構成されるグリップ部と、前記グリップ部の上端とヒンジを介して連結され、前記缶容器の上面淵を支持する第 1 のステータ部と、前記グリップ部の下端とヒンジを介して連結され、前記缶容器の底面淵を支持する第 2 のステータ部とを備え、前記缶容器から取り外した状態において、前記グリップ部は、ヒンジを介して二つ折りに屈折し、前記第 1 のステータ部及び前記第 2 のステータ部はヒンジを介して前記グリップ部と略並行となるまで屈折する。

40

【発明の効果】

【0007】

本発明の実施の形態によれば、不使用時の携帯性に優れた缶容器グリップを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図 1】本実施形態に係る缶容器グリップの使用態様を示す図である。

【図 2】本実施形態に係る缶容器グリップの折り畳む様子を示した図である。

【図 3】本実施形態に係る缶容器グリップの使用態様を示す図である。

【図 4】本実施形態に係る缶容器グリップの折り畳む様子を示した図である。

50

【発明を実施するための形態】**【0009】**

本発明の実施形態について、図面を参照しつつ詳細に説明する。

【0010】

図1は、本実施形態に係る缶容器グリップの使用態様を示す図である。

【0011】

本実施形態に係る缶容器グリップ10は、持ち手の無い飲料缶20に脱着可能な取っ手（持ち手）である。図1に示されるように缶容器グリップ10は、グリップ部11、ステータ部12、ステータ部13、ヒンジ14、ヒンジ15、ヒンジ16を含み構成される。

【0012】

グリップ部11は、飲料缶20の高さ方向に延びており、利用者により握られる取っ手部分である。またグリップ部11は、飲料缶20の方向と反対方向（利用者からみると手前方向）に約180度迄屈折し、その中央部がヒンジ14により二つ折りになるよう折り畳み可能に構成される（図2（b）参照）。

【0013】

ステータ部12は、グリップ部11の上端とヒンジ15によって連結されている。ステータ部12は、飲料缶20の上面淵21に向かって延びており、ステータ部12の先端には引掛け部12aを備える。引掛け部12aは、飲料缶20の上面淵21の凸部と噛み合う凹形状となっており、飲料缶20の上面淵21に引っ掛けて飲料缶20を支持する。

【0014】

ステータ部13は、グリップ部11の下端とヒンジ16によって連結されている。ステータ部13は、飲料缶20の底面淵22に向かって延びており、ステータ部13の先端には引掛け部13aを備える。引掛け部13aは、飲料缶20の底面淵22の凸部と噛み合う凹形状となっており、飲料缶20の底面淵22に引っ掛けて飲料缶20を支持する。

【0015】

また、ステータ部12及びステータ部13は、それぞれヒンジ15及びヒンジ16により、利用者からみると飲料缶20の方向（A）に、グリップ部11と接触する程度の略並行となるまで約90度迄屈折し、グリップ部11との折り畳みが可能に構成される（図2（b）参照）。

【0016】

なお、ステータ部12及びステータ部13が方向（A）とは反対方向に屈折しないよう、例えばそれぞれ止め具（ストッパー）12b及び13bを付して構成される。

【0017】

利用者は、グリップ部11を二つ折り状態から直線棒状近くになるまで開きつつ、飲料缶20の上面淵21及び底面淵22に引掛け部12a及び引掛け部13aを引っ掛ける。この状態からグリップ部11を手前方向に引く事により、グリップ部11は上下方向に突っ張る力を与えられ、ステータ部12及びステータ部13はヒンジ15及びヒンジ16を介して飲料缶20を挟み込む力を得ることができ、その反力で飲料缶20がしっかりと保持され固定される。

【0018】

なお、ステータ部12及びステータ部13の素材として、板バネの性状を持つ弾性部材を採用することによりステータ部12及びステータ部13が少し歪曲するため、飲料缶20の上面淵21及び底面淵22に引掛け部12a及び引掛け部13aをより容易に引っ掛けやすくなり、保持性も向上することができる。

【0019】

図2は、本実施形態に係る缶容器グリップの折り畳む様子を示した図である。

【0020】

缶容器グリップ10の不使用时、即ち飲料缶20から缶容器グリップ10を取り外した状態においては、図2（a）に示されるように、グリップ部11の中央部に位置するヒンジ14を軸として外側一方方向に二つ折りに屈折させることで、飲料缶20の上面淵21

10

20

30

40

50

及び底面淵 2 2 から、ステータ部 1 2 及びステータ部 1 3 を取り外す。

【 0 0 2 1 】

次いで、図 2 (b) に示されるように、グリップ部 1 1 を更に二つ折りに屈折させ、グリップ部 1 1 同士が略並行となるまでグリップ部 1 1 を二つ折りに折り畳む。

【 0 0 2 2 】

また、ステータ部 1 2 及びステータ部 1 3 は、それぞれヒンジ 1 5 及びヒンジ 1 6 により内側一方方向に屈折させ、それぞれがグリップ部 1 1 と接触する程度に略並行となるまでステータ部 1 2 及びステータ部 1 3 を折り畳む。なお、再びの使用時には上記と逆の動作を行えばよく、図 1 に示される状態とする。

【 0 0 2 3 】

以上のように本実施形態に係る缶容器グリップ 1 0 は、グリップ部 1 1、ステータ部 1 2 及びステータ部 1 3 をコンパクトに折り畳むことが可能な構造であるため、携帯性や収納性の面で優れている。例えば、宴会先やバーベキュー場などの外出先にバッグや袋等に収納して持参する場合、搬送負担が小さい。

【 0 0 2 4 】

また更に、本実施形態に係る缶容器グリップ 1 0 によれば、以下の効果を奏しうる。

【 0 0 2 5 】

手すべりによる缶落下防止、転倒防止。また、握力が弱い人でも飲料缶 2 0 を容易にグリップすることが可能となる。

【 0 0 2 6 】

利用者が飲料缶 2 0 に直接触れないため、例えば熱く熱せられた飲料物や飲食物であっても、これを保持することができる。

【 0 0 2 7 】

利用者が飲料缶 2 0 に直接触れないため、結露による手濡れ防止等の他、例えばよく冷えた飲料物などの温度変化を抑制することができる。

【 0 0 2 8 】

缶容器グリップ 1 0 の色や意匠を自分好みのものに変えることで、他者の缶容器グリップ 1 0 との区別が付くため、バーベキュー場やパーティ会場等において、他者の飲料缶 2 0 との混同を防止できる。

【 0 0 2 9 】

缶容器グリップ 1 0 を飲料缶 2 0 に取り付ける一連の動作は、スポーツなどにおいて得点を上げたときに頻繁に行われるガッツポーズ動作（握り拳を手前に引く動作）と似ていることから喜びを感じることもでき、実際はビール缶等であってもビールジョッキで祝杯をあげるといった雰囲気味わえる。

【 0 0 3 0 】

以上、本実施形態によれば、不使用時の携帯性に優れた缶容器グリップを提供することが可能である。

なお、本発明の好適な実施の形態により、特定の具体例を示して本発明を説明したが、特許請求の範囲に定義された本発明の広範な趣旨および範囲から逸脱することなく、これら具体例に様々な修正および変更を加えることができることは明らかである。すなわち、具体例の詳細および添付の図面により本発明が限定されるものと解釈してはならない。

【 0 0 3 1 】

例えば、飲料缶 2 0 は、ビール缶、清涼飲料缶、食品等の缶詰とすることが可能である。但し必ずしも飲料容器の素材は缶のみに限られるものではない。また缶容器グリップは、缶容器用の取っ手、缶容器ホルダーなどと呼んでもよい。

【 0 0 3 2 】

また、飲料缶と通常の缶詰とでは上面淵 2 1 及び底面淵 2 2 の形状がそれぞれ違うことがある。このため、ステータ部 1 2 の引掛け部 1 2 a 及びステータ部 1 3 の引掛け部 1 3 a の各々において、飲料缶の上面淵 2 1 及び底面淵 2 2 の凸部と噛み合う凹形状と、缶詰の上面淵 2 1 及び底面淵 2 2 の凸部と噛み合う凹形状とを同時に設ける。これにより、飲料缶

10

20

30

40

50

利用時、缶詰利用時といったように、利用する缶形状タイプに応じて引掛け部 1 2 a 及び引掛け部 1 3 a を使い分けることで、様々な種類の缶形状タイプでも缶本体をしっかりと保持することが可能である（図 3 参照）。

【 0 0 3 3 】

また、上記実施形態において、グリップ部 1 1 を利用者から見て谷折りに屈折させたが、伝達部材を使用し連動させ、利用者から見て山折りに屈折するようにしてもよい。これにより、折り畳み時にグリップ部 1 1 の表面意匠が見えるようにすることができる（図 4 参照）。

【 0 0 3 4 】

グリップ部 1 1 及びステータ部 1 2、並びにグリップ部 1 1 及びステータ部 1 3 との連結部において、ねじりばね等の弾性部材を取り付けることにより、グリップ部とステータ部との開放動作を開きやすくすることが可能である。

【 0 0 3 5 】

また、グリップ部 1 1 を多糸ねじやウォームギヤ等の伝達部材の使用により伸縮できる構造にすることにより、缶飲料缶 2 0 の高さ方向におけるサイズの変化にも対応することが可能である。

【符号の説明】

【 0 0 3 6 】

1 0	缶容器グリップ
1 1	グリップ部
1 2、1 3	ステータ部
1 4 - 1 6	ヒンジ
2 0	飲料缶

【要約】

【課題】不使用時の携帯性に優れた缶容器グリップを提供する。

【解決手段】本発明に係る缶容器グリップは、缶容器に装着される缶容器グリップであって、缶容器の高さ方向に延びたグリップ部と、グリップ部の上端とヒンジを介して連結され、缶容器の上面淵を支持する第 1 のステータ部と、グリップ部の下端とヒンジを介して連結され、缶容器の底面淵を支持する第 2 のステータ部とを備え、缶容器から取り外した状態において、グリップ部は、ヒンジを介して二つ折りに屈折し、第 1 のステータ部及び第 2 のステータ部はヒンジを介してグリップ部と略並行となるまで屈折する。

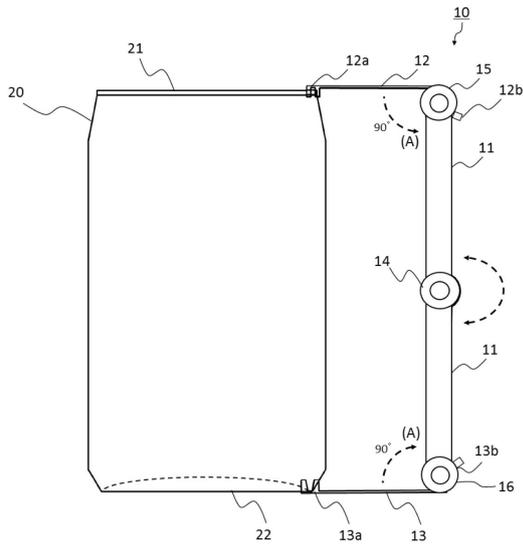
【選択図】図 2

10

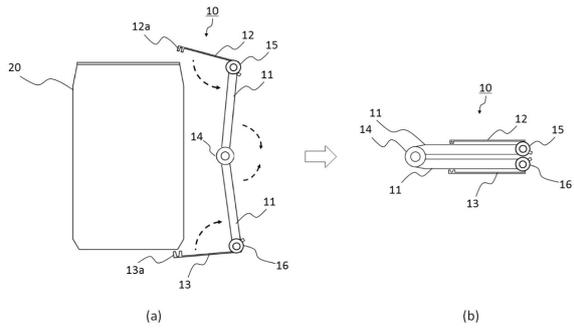
20

30

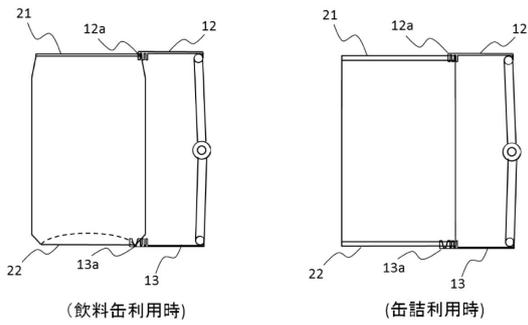
【図1】



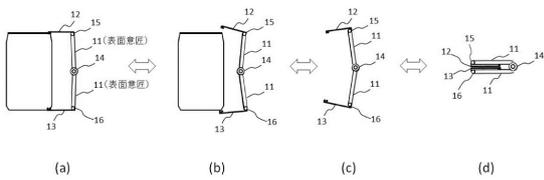
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭59-126934(JP,U)
米国特許第02445265(US,A)
特開平09-216634(JP,A)
登録実用新案第3197176(JP,U)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65D 25/28